

公益財団法人広島平和文化センター
物品売買等競争入札参加者の手引

当財団が発注する物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除きます。）の提供（以下「物品売買等」といいます。）の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」といいます。）に参加しようとする者（以下「入札参加者」といいます。）が遵守すべき事項等の概要をまとめましたので、入札参加者は、この手引を熟読して入札に参加してください。

また、この手引は郵便入札を対象としており、同入札は、入札公告等において認められている場合に限り、当該入札公告等に定める方法により行うことができます。

第1 適正かつ公正な入札の確保

- 1 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、広島市契約規則（昭和39年広島市規則28号。以下「契約規則」という。）その他関係法令等を遵守するほか、当財団の定める入札の手順等に従うとともに、2の事項に留意して、適正かつ公正に入札に参加しなければならないこと。
- 2 次の事項に違反した場合には、その関係者に対して広島市が競争入札参加資格の取消し、指名停止措置等を行うことがあること。また、競争入札参加資格の取消し又は指名停止措置が行われた場合には、原則として、その者の商号・名称、所在地等を公表するものであること。
 - (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）及び刑法（明治40年法律第45号）第96条の6等に抵触する行為を行わないこと。
 - (2) 入札参加者は、入札価格又は入札参加について、他の入札参加者といかなる相談も行わず、独自の判断・意思に基づいて決定しなければならないこと。
 - (3) 入札参加者は、落札者の決定前において、他の入札参加者に自らの入札価格を意図的に開示してはならないこと。

第2 入札の延期・中止等

- 1 公正・適正に入札を執行することができないと判断される次のような場合には、入札の執行を延期し、又は中止することがあること。
 - (1) 天災地変があった場合
 - (2) 郵便による事故の発生等により郵便入札の執行が困難となった場合
 - (3) 入札参加者の談合や不穏な行動に関する情報の提供等があった場合
 - (4) その他入札を公正・適正に執行することができないと判断される場合また、開札後においても、発注者の入札手続の誤りなどにより、入札の公正性が損なわれると認められたときは入札を中止することがあること。
- 2 前記1により入札の執行を延期し、又は中止したことに伴い入札参加者に発生した損害については、当財団は一切の負担を負わないこと。
- 3 入札公告後に入札中止、訂正又は入札関係資料の修正を行う場合には、当財団のホームページ（<https://www.pcf.city.hiroshima.jp/hpcf/>）のトップページの「入札・公募」→「入札情報」に掲載するので入札前に確認すること。

第3 一般競争入札参加資格の確認申請等

- 1 一般競争入札に参加しようとする者は、その入札公告に示された入札参加資格（以下「入札参加資格」といいます。）を有する者でなければならないこと。
- 2 入札参加資格に、「広島市内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。」との要件がある場合は、広島市契約規則第3条第3項の規定により作成する名簿（広島市物品その他役務の提供競争入札参加資格者名簿）の入札参加者の所在区分が、市内又は準市内でなければならないこと。
- 3 入札参加者は、入札公告の日から落札者の決定までの間のいずれの時点においても、入札参加資格を満たしていなければならないこと。

第4 入札保証金の納付等

- 1 入札参加者は、入札前に、その見積もった契約金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならないこと。ただし、入札保証金に代えて次に掲げる担保の提供がある場合その他理事長があらかじめ入札公告等において免除を認める場合は、この限りでないこと。
 - (1) 国債及び地方債 額面金額（発行価額が額面金額と異なるときは、発行価額）
 - (2) 銀行、農林中央金庫又は商工組合中央金庫の発行する債券 額面金額（発行価額が額面金額と異なるときは、発行価額）の100分の80に相当する金額
 - (3) 金融機関が振り出し又は支払保証した小切手 小切手金額
 - (4) 金融機関に対する定期預金債権 当該債権証書に記載された債権金額
 - (5) 金融機関の保証 その保証する金額
- 2 納付された入札保証金（これに代えて提供された担保を含みます。以下同じ。）は、入札が終了したとき、又は入札を中止したときに還付すること。
- 3 落札者の入札保証金については、当該落札者が契約を締結した後に還付すること。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、当該入札保証金は還付せず、当財団に帰属すること。
- 4 入札保証金には、利子を付さないこと。

第5 入札書の提出等

入札参加者は、その入札書等（入札書及び入札書の提出の際に併せて提出すべきもの。以下同じ。）を提出（入札書等を入札公告等において示された提出先及び日時までに必着で、郵送（配達証明付書留郵便）により当財団に到達させること。以下同じ。）する場合には、次に掲げる事項に従うこと。

- 1 入札参加者は、当財団が示す仕様書、入札説明書、図面等の関係図書、契約規則、入札公告等の記載事項、契約書案（契約約款案を含みます。）その他の契約に必要な事項について、あらかじめ熟読・検討し、これらの書面の記載内容等を了承した上で、入札書の提出等を行うこと。この場合において、これらの書面の記載内容に疑義又は不明な点があるときは、当財団に説明を求めることができること。
- 2 入札書等において用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とすること。
- 3 代表者及び届出代理人（代表者から継続して委任を受けている旨の届出がされている者）（以下「代表者等」といいます。）でない者が、当該入札において代理人（届出代理人から委任を受けている復代理人を含みます。）として入札する場合は、委任状を入札書と同封すること。

なお、代表者等が記名・押印した入札書を営業社員等の使者が代表者等の指示に基づいて提出等をする場合は、委任状は不要であること。

- 4 入札参加者は、一切の諸経費を含めた入札金額を見積もること。なお、入札金額は総価とし、消費税及び地方消費税を含んだ額を記載すること。
- 5 入札書等を提出した後においては、その書換え、差換え、撤回等は一切認めないこと。
- 6 物品・委託業務等の入札案件のうち広島市物品売買等に係る予定価格等公表実施要領により入札執行前の公表（以下「事前公表」という。）をするものと定められている予定価格については、当財団ホームページに掲載するほか、事前公表をする予定価格にあっては、その入札公告・入札説明書等に記載すること。なお、事前公表をする予定価格は、消費税及び地方消費税を含んだ額である。
- 7 入札回数は、次のとおりであること。
1 回限り
- 8 入札書には、入札案件の名称、入札金額等の必要事項を記載（鉛筆、シャープペンシル、消せるボールペンその他訂正の容易な筆記具は使用しないこと。）し、記名・押印（押印は、あらかじめ使用印鑑として広島市に届け出ている印鑑によること。以下同じ。）した上、入札参加者の商号又は名称を記載した定形封筒（長形3号又は長形4号（JIS規格））に入れて提出すること。
- 9 入札書の提出前に記載事項を訂正する場合（入札金額の訂正は認められない。）は、当該訂正部分を二本線で抹消して正しく加筆し、①その上に押印するか、あるいは、②入札書中の余白部分に「○字抹消○字加入」と記載し、その上に押印すること。
- 10 郵送方法等については、「入札書等の郵送方法」によること。

第6 開札並びに落札者の決定及び保留

- 1 開札は、入札公告等示された日時及び場所において行い、郵便入札により入札書を提出した者も、当日、開札に立ち会うことができること（立ち会う者は1者につき1名を認める）。なお、立ち会うべき入札参加者がいない場合は、当該入札事務に関係のない当財団職員が立ち会うこと。
- 2 入札参加者は、入札場所において、他の入札参加者同士で会話したり、又は携帯電話を使用したりしないこと。
- 3 入札場所には、入札参加者及び入札執行事務に関係のある職員並びに立会職員以外の者は、入場することができないこと。
- 4 入札参加者は、入札執行中においては、入札執行職員がやむを得ない事情があると特に認める場合を除き、入札場所から退場しないこと。
- 5 入札日時に遅れた入札参加者は、その入札に参加できないものであること。ただし、当財団の事情により入札日時を延期等したときは、この限りでない。
- 6 入札案件が、第7の「入札後資格確認型一般競争入札」である場合で予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札書を提出した者があるとき、これらの者に係る落札者の決定を保留すること。
- 7 前記6で落札者の決定を保留された者（以下「落札候補者」といいます。）については、開札日以後において、その入札参加資格の有無の確認をした上で、落札者の決定をすること。
- 8 前記7の入札参加資格の有無の確認をした結果、落札候補者を落札者としない場合には、予定価格の制限の範囲内において落札候補者の次に低い価格で有効な入札書を提出した者（以下「次順位入札者」といいます。）を新たな落札候補者とし、順次、同様にして、落札者の決定をすること。
- 9 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札書を提出した同価の入札者（落札

候補者)が2人以上ある場合は、開札後直ちに、当該入札事務に関係のない当財団職員がくじを引き、落札者(落札候補者)を決定すること。ただし、同価の入札をした者のすべてが立ち会いしている場合には、入札者がくじを引き、落札者(落札候補者)を決定すること。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない当財団職員がその者に代わってくじを引くものであること。

第7 入札後資格確認型一般競争入札

1 落札者の決定方法

- (1) 入札後資格確認型一般競争入札で入札を行う案件については、開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札書を提出した落札候補者がある場合は、落札者の決定を保留すること。
- (2) 落札候補者については、特別の定めがある場合を除き、開札日時を基準としてその入札参加資格の有無の確認を行い、入札参加資格があると確認された場合は、落札者として決定すること。

2 入札参加資格確認申請書等の提出

- (1) 落札候補者となった者は、開札後、入札公告等に示された日時までに入札参加資格確認申請書等を提出すること。
- (2) 落札候補者が入札参加資格を有しない場合又は入札参加資格確認申請書等を提出期限までに提出しない場合(以下「入札参加資格を有しない場合等」といいます。)は、次順位入札者が新たな落札候補者となるので、次順位入札者は、入札参加資格確認申請書等を指定する期限までに提出すること。
- (3) 次順位入札者も入札参加資格を有しない場合等は、予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札書を提出した他の入札参加者のうち価格の低い者から、順次、同様に、その入札参加資格の有無の確認を行うこと。
- (4) 上記のほか、入札参加者は、広島市物品売買等に係る入札後資格確認型一般競争入札実施要領の定めるところに従うこと。

第8 入札金額内訳書の提出〔物品の借入れ及び役務の提供に限る。〕

- 1 入札参加者は、入札金額内訳書(入札金額の内訳を明らかにする書類)を作成し、その入札書の提出の際に併せて提出すること。なお、落札候補者が、入札金額内訳書を提出されない場合やその他一定の事由に該当する場合は、その者のした入札を無効とすること。
- 2 提出する入札金額内訳書については、記名・押印をすること。記名・押印がない場合は、その入札を無効とすること。
- 3 上記のほか、入札金額内訳書の作成については、「入札金額内訳書作成手引」によること。

第9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とすること。

- 1 入札の公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者のした入札
- 2 入札参加資格を有しない者のした入札
- 3 入札書等を指定の日時までに指定の場所に提出しなかった入札
- 4 入札書に記名・押印のない入札
- 5 開札日時から落札者の決定までの間に競争入札参加資格の取消し若しくは指名停止措置を受

- け、又はその他入札参加資格を満たさなくなった者のした入札
- 6 所定の日時までに所定の入札保証金又はこれに代わる担保の提供をしない者がした入札（入札保証金を免除する場合を除きます。）
 - 7 入札書に入札金額若しくは件名を記載せず、又はそれらの記載がはっきりしない入札
 - 8 同一の入札において、2通以上の入札をしたもの
 - 9 同一の入札において、他の者の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をする者のした入札
 - 10 委任状を提出していない代理人のした入札
 - 11 入札金額を改ざんし、又は訂正した入札
 - 12 予定価格を事前公表する入札案件において、予定価格を超える金額でした入札
 - 13 入札書の入札金額と入札金額内訳書の合計金額とが一致しない入札
 - 14 件名の異なる入札書等の提出をした入札
 - 15 入札参加資格確認申請書等又は低入札価格報告書を提出期限までに提出しない者のした入札
 - 16 その他入札に関する条件に違反した入札

第10 契約の締結

- 1 契約保証金
 - (1) 落札者は、契約を締結する日時までに契約金額に100分の10を乗じて得た額以上の契約保証金（単価契約の場合は、その都度理事長が定める額の契約保証金）を納付すること。ただし、落札者が保険会社との間に当財団を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき、その他契約保証金の納付を要しないとされたときは、この限りでないこと。
 - (2) 契約保証金の納付は、担保の提供をもってこれに代えることができること。この場合は、第4の「入札保証金の納付等」を準用すること。
 - (3) 契約保証金（これに代えて提供された担保を含みます。以下同じ。）は、当該契約の内容に従った履行が終った後において還付するものであること。ただし、落札者が契約上の義務を履行しない場合は、当該契約保証金は還付せず、当財団に帰属すること。
 - (4) 契約保証金には、利子を付さないこと。
- 2 契約の締結等
 - (1) 落札者は、当財団が交付する契約書に記名・押印した上、落札者を決定した日から5日以内（最終日が、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項各号に掲げる日に当たるときは、最終日後において、最終日に最も近い同項各号に掲げる日でない日）に提出すること。
 - (2) 落札者が正当な理由なく、落札者を決定した日から5日以内に契約を締結しない場合は、広島市が、落札者の決定を取り消すとともに、広島市競争入札参加資格を取り消すことがある。また、入札保証金が免除されている場合は、契約予定金額に対する入札保証金相当額の損害賠償金（契約予定金額の100分の5）を支払うこと。
- 3 契約の確定等
契約は、理事長が落札者とともに契約書に記名・押印したときに確定すること。

第11 契約の適正な履行等

- 1 契約の適正・誠実な履行
契約の相手方となった落札者（以下「受注者」といいます。）は、契約書及び契約約款に基づき、仕様書等に定めるところに従い、労働関係諸法等の法令を遵守して、契約を適正・誠実に履行しなければならないこと。

2 権利義務の譲渡制限等

受注者は、契約により生ずる権利・義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならないこと。ただし、あらかじめ書面により当財団の承諾を得た場合は、この限りでないこと。

3 再委託の原則禁止

- (1) 受注者は、契約の履行の全部又は一部を第三者に請け負わせ、若しくは委任してはならないこと。ただし、あらかじめ書面により当財団の承諾を得た場合は、当該契約の履行の一部（ただし、当該契約の主たる部分を除いた部分に限る。）を第三者に請け負わせ、又は委任することができること。
- (2) 受注者は、(1)にのっとり、業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委任する場合は、下請契約等（広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱第1条の2第3号に規定する下請契約等をいう。以下同じ。）の締結に際し、次の①から③のいずれかに該当する者がその当事者として選定されることがないように、必要な措置を講じなければならない。
 - ① 広島市の競争入札参加資格の取消しを受けた者で、広島市の競争入札に参加することができない期間を経過しないもの
 - ② 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱により指名停止の措置を受けた者で、指名停止の期間が経過しないもの
 - ③ 暴力団（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（昭和62年11月1日施行）第2条第1項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等（同要綱第2条第2項に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）、暴力団等経営支配法人等（同要綱第2条第3項に規定する暴力団経営支配法人等及び同条第4項に規定する被公表者経営支配法人等をいう。以下同じ。）又は暴力団関係者（同要綱第2条第5項に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）である者
- (3) 受注者は、(2)の③に掲げる者に該当するものを、資材、原材料等の売買その他の契約（契約を履行するために、受注者が行う資材、原材料等の売買その他の契約（下請契約等を除く。）をいう。）において、その相手方又は代理若しくは媒介をする者として選定することがないように、必要な措置を講じなければならない。
- (4) 受注者は、(1)から(3)にのっとり、自ら下請負人（下請契約等の申込みを承諾した者をいう。以下同じ。）を定め、又は受注者以外の者によって下請負人が定められたときは、直ちに、全ての下請負人の商号又は名称その他必要な事項を当財団に通知するとともに、(2)のいずれかに該当する者がいないことについて、当財団の確認を受けなければならない。
- (5) 受注者が契約の履行を同じ入札に参加した他の入札参加者（入札を辞退した者も含みます。）に委任（再委任）又は請け負わせること（再下請負）は原則としてできないこと。

第12 談合行為等の措置、暴力団等からの不当介入の排除等

- 1 受注者は、当財団発注契約について、談合行為等があったとき又は次のいずれかに該当する場合には、契約の解除、広島市による指名停止措置等があるほか、契約約款に定めるところに従い、損害金又は違約金を支払わなければならないことがあることに留意すること。
 - (1) 警察等捜査機関からの通報等により、受注者が暴力団、暴力団員等、暴力団等経営支配法人等又は暴力団関係者であることが判明したとき。
 - (2) 下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約の締結に際し、その相手方となる事業者が、

暴力団、暴力団員等、暴力団等経営支配法人等又は暴力団関係者であることを知りながら、当該事業者と当該下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約を締結したと認められるとき。

(3) 受注者が締結した下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約の相手方である事業者が、暴力団、暴力団員等、暴力団等経営支配法人等又は暴力団関係者であることが警察等捜査機関からの通報等により判明した場合（(2)に該当する場合を除く。）に、当財団が受注者に対して当該下請契約等又は資材、原材料等の売買その他の契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 契約の履行に当たり暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに当財団に報告するとともに、所轄警察署に届け出ること。報告又は届出がない場合は広島市が指名停止措置を行うことがあること。